

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項（廃止・縮減）

（総務省）

制度名	高度有線テレビジョン放送施設整備促進税制の廃止				
税目（条文番号）	所得税、法人税（措 11 条の 4、措 44 条の 4、措 68 条の 23）				
見直しの内容	<p>電気通信基盤充実臨時措置法第 4 条第 1 項等の規定に基づき総務大臣の認定を受けた高度有線テレビジョン放送施設整備事業の実施計画に従って取得する加入者系光ファイバケーブル（光幹線路）に対する特別償却制度（特別償却率：5%）を廃止する。 （平成 7 年度創設）</p> <table border="1" data-bbox="1015 853 1490 943"> <tr> <td data-bbox="1015 853 1222 943">増収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 853 1490 943">17.6 百万円</td> </tr> </table>			増収見込額 （平年度）	17.6 百万円
増収見込額 （平年度）	17.6 百万円				
廃止又は縮減の理由	<p>ケーブルテレビ事業は、地域密着型の情報通信基盤として、国民の多種多様なニーズに応えるとともに、地域の情報化を促進し、大都市圏と地方との情報格差の是正に寄与している。</p> <p>また、政府方針のもと、地上デジタル放送への完全移行のため、ケーブルテレビについても、デジタル化の対応をすすめているところである。</p> <p>こうした状況の中、設備産業であるケーブルテレビ事業者は、デジタル化等に対応した大容量の情報を伝送可能とするために、幹線の光ファイバ化等を行い、多額の初期投資を必要としてきたところである。</p> <p>投資の前倒し効果のある特別償却制度（本税制）は、早期かつ広範な地域における大規模な光ファイバ敷設の初期投資にインセンティブとして有効に働いていたが、デジタル化を控え、既に投資の前倒し効果がある程度認められたとして、平成 20 年度の改正において、整備の進まない条件不利地域における整備のみが対象となり、特別償却率も 5% という低率で、財務省から延長が認められたものであった。</p> <p>本税制を活用してきたケーブルテレビ業界の声としても、光ファイバの大規模な新規延伸が全体的に少なくなっている現状においては、特別償却 5% の意義が見出しにくいことから、平成 22 年度の国税における税制改正要望について、見送ったものである。</p>				